○法務省告示第六百三号

鹿児島県霧島市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

鹿児島県姶良郡隼人町小濱百九十三番地

西村　義輝

○法務省告示第六百四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

第五号中「若しくはデンマーク王国政府」を「、デンマーク王国政府若しくは中華人民共和国香港特別行政区政府」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百五号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が横浜地方法務局湘南支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局厚木支局	平成二十二年一月二十五日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が宇都宮地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の宇都宮地方法務局足利支局及び佐野出張所	平成二十二年一月二十日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が長野地方法務局上田支局、飯山支局及び佐久支局	平成二十二年一月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局北九州支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局福間出張所	平成二十二年一月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局八幡出張所	平成二十二年一月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が熊本地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局八代支局	平成二十二年一月二十五日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が宮崎地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の宮崎地方法務局日南支局及び小林出張所	平成二十二年一月十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務が松山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松山地方法務局今治支局	平成二十二年一月十二日

附　則

この告示は、平成二十一年十二月二十五日から施行する。

○外務省告示第五百八十三号

モンゴル国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を平成二十一年四月二日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十二月三十一日にモンゴル国について効力を生ずる。

（平成二十一年十二月七日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十一年十二月二十五日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第千八百八十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　富山県上小二又地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号から既指定区域（上小二又地区）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

富山県南砺市

大字小二又字水上谷３３番	標柱一号	
〃　４０番	標柱二号	
大字才川七字水上谷９番	標柱三号	
〃　６４番	標柱四号	
〃　４４番	標柱五号	
〃　字打廻６３番２	標柱六号	
〃　５５番	標柱七号	
〃　字鳥毛野８０番	標柱八号	

二　福岡県女郎岳地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱五号から既指定区域（女郎岳地区）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

福岡県八女郡黒木町大字木屋

字囃神１１７４１番	標柱一号	
字東城９７２番	標柱二号	
〃　９８２番２	標柱三号	
字町ノ向９８９番	標柱四号	
字寝子屋岩１１８５７番	標柱五号	

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道紋別市上渚滑町下渚滑三九六一地先・上渚滑町中渚滑四一〇九地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、上渚滑町下渚滑三九六一、上渚滑町中渚滑三二七九、三二八〇、四〇三八の一、四一〇九、四一一〇

二　指定の目的　水源のかん養